

確認チェックリスト：法87条の2に係る昇降機

(い)		(ろ)		(は)	設計者記入欄		
		図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類	
法第34条 (昇降機)	第1項	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置				
		昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造				
	第2項	確認申請書	建築物の高さ等				
		各階平面図	非常用の昇降機の位置				
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ				
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ 地盤面を算出するための算式				
		令第129条の13の2第3号に係る認定書の写し					
法第36条 (この章の規定を実施し、又は補足するために必要な技術的基準)	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置					
		エレベーターの機械室の出入口の構造					
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造					
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造					
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式					
	エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員					
		昇降行程					
		エレベーターのかごの定格速度					
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造					
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造					
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造					
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法					
		エレベーターの制御器の構造					
		エレベーターの安全装置の位置及び構造					
	エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離					
		エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造					
		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離					
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造					
	エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力					
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度					
主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度							
独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破壊強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度							
エレベーターの荷重を算定した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重						
	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法						
	エレベーターのかごの床面積						
エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別						
	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料						
		令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し					
		令第129条の8第2項に係る認定書の写し					
		令第129条の10第2項に係る認定書の写し					
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	エスカレーターのかご及び揚程					
		エスカレーターの踏段の定格速度					
	エスカレーターの構造詳細図	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置					
		エスカレーターの制動装置の構造					
		昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造					
	エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の構造					
エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造							
		エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部 ² が中心までの水平距離					

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄		
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類	
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12 令第129条の3第1項第3号及び第2項第3号並びに令第129条の13 法第36条（この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準） 令第129条の13の2及び令第129条の13の3	エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書 エスカレーターの荷重を算定した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力				
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度				
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度				
		独立して階段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度				
		エスカレーターの各部の固定荷重				
		エスカレーターの階段の積載荷重及びその算定方法				
	エスカレーターの階段面の水平投影面積 令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 令第129条の12第5項に係る認定書の写し	エスカレーターの階段面の水平投影面積				
	各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳細図 小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置				
		小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造				
		小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造				
	各階平面図 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造 予備電源を有する照明設備の位置 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分 非常用エレベーターの積載量及び最大定員 非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置 非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置 非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離 床面積積算 二面以上の断面図 エレベーターの仕様書 エレベーターの構造詳細図 排煙設備の構造詳細図 エレベーターの使用材料表	非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造 予備電源を有する照明設備の位置 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分 非常用エレベーターの積載量及び最大定員 非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置 非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置 非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離 床面積積算 二面以上の断面図 エレベーターの仕様書 エレベーターの構造詳細図 排煙設備の構造詳細図 エレベーターの使用材料表				
		非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造				
		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置				
避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離						
非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の積算に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
建築物の高さが31メートルとなる位置						
非常用エレベーターのかごの積載量						
非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法						
非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置						
非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置						
非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置						
非常用エレベーターの予備電源の位置						
令第129条の13の3第3項第2号に規定する排煙設備の構造方法						
非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別						

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄	
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類
法第37条 (建築材料の品質)	使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種別			
		指定建築材料を使用する部分			
		使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項			
		日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項			
		使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号			
法第37条第2号に係る認定書の写し					

(備考)

- (注意事項)
- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築設備に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
 - 確認審査を行った建築設備が(い)欄に掲げる建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ろ)欄に掲げる図書の種類ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - 確認審査を行った建築設備が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
 - (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。